

第104回安来市議会定例会 9月定例会議
文教福祉委員長報告

令和8年9月18日

去る9月1日に開議されました本会議において本委員会に付託されました議案について、9月9日に審査を行いましたので、その結果並びに経過をご報告いたします。

まず、審査結果については、

議第84号 安来市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例制定について

議第88号 地方独立行政法人安来市立病院中期目標の制定について

議第92号 工事請負契約の締結について

以上3件は、すべて全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

「議第88号」については、市立病院の経営形態を地方独立行政法人へ移行するため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定に基づき、「中期目標」を制定する必要があるものであり、その内容について執行部より5項目にわたり説明を受けたのち、質疑をおこないました。

委員からは、「経常収支100パーセントを目指すとのことであるが、現在の市からの「病院会計操出金」に該当する「運営費負担金」について、どのように考えているのか伺う」などの質問がありました。これに対し、執行部より「引き続き市立病院は不採算医療をはじめとする政策医療分野を担って行く必要がある。この部分に係る採算をとることが困難な経費については、国の基準に従い、市が設立団体として負担すべきものであると考えている」との説明がありました。その他にも、委員からは多岐にわたり質疑が行われました。

また、今回の「中期目標」は、市が地方独立行政法人安来市立病院に対し、達成すべき目標として示すものであり、市立病院は、この「中期目標」を達成するための取り組み内容や経営にかかる数値目標等を設定する、「中期計画（案）」を引き続き策定する必要があるとの説明があり、市立病院からは、「この「中期目標」が達成できるよう、計画策定を進める。」との答弁がありました。なお、「中期計画（案）」の策定期間については、本年１２月頃であるとの説明でありました。

以上により、地方独立行政法人化後に市立病院が実際に行う医療提供や経営の計画の詳細は、今後「中期計画（案）」として示されるものであり、議会として、引き続き注視すべき重要な事項であると考えます。

「議第８４号」「議第９２号」については、委員からは数件の確認がありましたが、いずれも審議に影響する内容ではありませんでした。

以上、文教福祉委員長報告といたします。